

企業会計基準委員会 御中

2017年7月10日  
森田 勝樹(もりた まさき)

以下の通り、草案第52号に対するコメントを提出致します。

実務対応報告公開草案第52号に対するコメント

質問1

同意しない。

(理由)

実務対応報告公開草案第52号従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)の7ページ、17項(1)にある、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している。」において、「従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」とあるが、なぜこの特徴を除くのか、その論理的・正当な理由がどこにも明記されていない。

この有償新株予約権は、第三者機関が算定した公正価値について実際に払い込みが必要であり、多額の払い込み費用が必要になるケースも多々ある。それでいて業績条件などで行使できない(その場合払い込んだ費用は返ってこない)ことも可能性として十二分に考えられるため、投資スキームの一種であると理解することが可能であり、それゆえ報酬性があるとは言えない。よって、一定の金額を企業に払い込むという特徴を排除するという前提は、理由が説明されていない以上、強引に有償新株予約権に報酬性を持たせようとしていると解釈できる。

実務対応報告公開草案第52号は、『企業に払い込むという特徴、を除いて、報酬性を持たせる』草案と解釈でき、論理の著しい飛躍が見られる。この点を明らかにしないままでは、同意できない。

以上